

循環型社会の形成の推進のための法体系

環境基本法

H6.8完全施行

環境基本計画

H12.12全面改正公表

（循環 ← 自然循環
社会の物質循環）

H13.1完全施行

循環型社会形成推進基本法

（社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減）

基本原則、 国、地方公共団体、事業者、国民の責務、 国の施策

循環型社会形成推進基本計画

〔国のほかの計画の基本〕 H15.3公表

廃棄物処理法

〔廃棄物の適正処理〕

H15.12改正施行
H16.4一部改正

廃棄物の排出抑制
廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
廃棄物処理施設の設置規制
廃棄物処理業者に対する規制
廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

〔リサイクルの推進〕

H13.4全面改正施行

再生資源のリサイクル
リサイクル容易な構造・材質等の工夫
分別回収のための表示
副産物の有効利用の促進

1R

3R

環境大臣が定める基本方針

— 廃棄物処理施設整備計画

（H15～H19の5か年計画
計画内容・事業費
達成される成果
（アウトカム目標））

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法

H12.4
完全施行

容器包装の市町村による分別収集
容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化

家電リサイクル法

H13.4
完全施行

廃家電を小売店等が消費者より引取
製造業者等による再商品化

食品リサイクル法

H13.5
完全施行

食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用等

建設リサイクル法

H14.5
完全施行

工事の受注者が建築物の分別解体等
建設廃材等の再資源化等

自動車リサイクル法

H15.1
一部施行
H17.1
完全施行

関係業者が使用済自動車の引取
製造業者等がエアバック・シュレッダーダストの再資源化、フロアの破壊

（ビン、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等）

（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機）

食品残渣

（木材、コンクリート、アスファルト）

自動車

グリーン購入法（国等が率先して再生品などの調達を推進）

H13.4完全施行